

## 西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱

令和4年10月28日

(要) 告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナ禍における原油価格等の高騰による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の漁業者に対し、予算の範囲内において、西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を置く個人又は団体であること。
- (2) 令和4年10月1日時点で、愛媛県漁業協同組合の河原津支所、壬生川支所、西条支所又はひうち支所の正組合員であり、かつ、漁船を所有していること。
- (3) 今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、30,000円とする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 預金通帳の写し
- (2) 組合員証明書
- (3) 漁船登録票の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、必要な条件を付して、支援金の支給を決定をし、西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第6条 市長は、前条の支給決定を行ったときは、速やかに支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金支給決定取消通知書（様式第3号）により、当該支給決定者に対し通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段によって支給を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 第2条に定める支給対象者要件を欠いたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消したときは、西条市漁業者原油価格等高騰対策支援金返還請求書（様式第4号）により、当該支給決定者に対し、既に支給した支援金の全部又は一部について、期限を定めて返還させるものとする。

(加算金)

第8条 支給決定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支給決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(遅延損害金)

第9条 支給決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により遅延損害金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の遅延損害金について準用する。

(報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対し、必要な事項に関

して報告を求め、又は関係帳簿書類等を調査することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月28日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に支給決定のあった支援金に対するこの告示の適用については、なおその効力を有する。